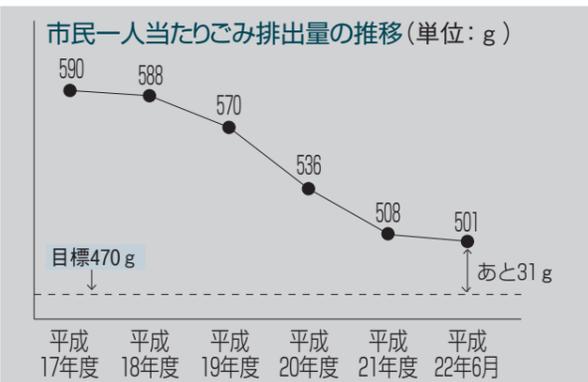
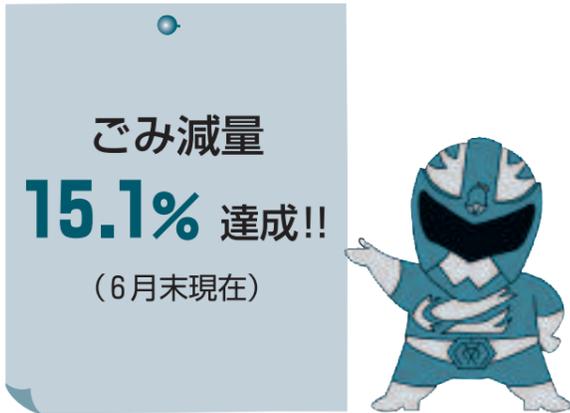


ごみ減量の推移



※各年度および今年6月の、1人1日あたりの家庭ごみ排出量。

● 清掃事業所(☎76)3053)

休日夜間急病診療のご案内

■急な病気のとときは

- ①まず、かかりつけ医に問い合わせてください。
- ②かかりつけ医が不在のときは、休日夜間急病診療所(市保健センター併設/横山町/☎76)2022)へ
診療科目・受付時間→下表のとおり

科目	診察日	受付時間
内科・小児科	(月)～(金)	午後8時～10時
	(土)	午後5時～9時
	(日)、(祝)、(休)、 年末年始	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時
歯科	(日)、(祝)、(休)、 年末年始	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

※健康保険証を、必ず持参してください。

- ③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター(刈谷市/☎36)1133)へ
内容→症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、24時間365日体制で紹介
※小児の場合は、小児救急電話相談も利用してください。
受付時間→(土)、(日)、(祝)、(休)の午後7時～11時
電話番号→短縮番号#8000(プッシュ回線契約電話・携帯電話)、☎052(263)9909(短縮番号が使えない場合)
- ④①～③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第2次救急医療施設▶八千代病院(住吉町/☎97)8111)、
FAX受付▶FAX(98)6191/平日午前8時30分～午後5時
第3次救急医療施設▶安城更生病院(安城町/☎75)2111)、
FAX受付▶FAX(76)4335/24時間可、返信希望の場合はその旨を明記のこと
●▶市保健センター(☎76)1133)

8月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽に利用してください。
なお、いずれも正午～午後1時は除きます。

名称	と き	と ころ	問い合わせ
市民相談	毎週(月)～(金) 午前8時30分～午後5時	市役所相談室(北庁舎1階)	市民課相談係 ☎(71)2222
法律相談	弁護士→第1～4(金)午後1時～5時(定員各8人) 司法書士→2・16日(月)午後1時～4時(定員各6人) 要予約…7月20日(火)午前9時から(先着順) ※キャンセル不可。同じ内容の相談は翌々月以降。		
交通事故相談	4・18日(水) 午後1時～4時30分 要予約…7月20日(火)午前9時から(先着各7人)		
行政相談	3・17日(火) 午前9時～午後3時		
人権相談	10・24日(火)		
相続登記測量相談	25日(水) 午後1時～3時		
女性悩みごと相談	11・25日(水) 午前10時～午後4時		
年金相談	5日(木) 午前10時～午後3時		
外国人相談	毎週(月) 午前9時～正午		
税務相談	4日(水) 午後1時30分～4時 ※予約優先。9月1日(水)、10月6日(水)の予約可。		
消費生活相談	毎週(火)・(休) 午前9時～午後3時30分	市役所西会館	商工課 ☎(71)2235
弁護士による消費生活相談	24日(火) 午後1時～3時 要予約…8月2日(月)午前9時から(先着4人)		
労働相談	12日(水) 午後1時～4時	市役所社会福祉課	社会福祉課 ☎(71)2223
職業相談・紹介	午前9時～午後5時		
母子相談	毎週(月)～(金) 午前8時30分～午後5時15分	市役所西会館	子育て支援センター(錦・二本木・あけぼの・さくら・根崎保育園内) ☎(73)6336
児童相談	午前10時～午後3時		
内職相談	毎週(金) 午前10時～午後3時	社会福祉協議会総務課 ☎(77)2941	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) ☎(77)7889
母子家庭就業相談	11日(水) 午後2時～4時		
子育て相談	毎週(月)～(金) 午前9時～午後5時	総合福祉センター	教育センター ☎(76)9674
ボランティア相談	毎週(火)・(木)・(土) 午前10時～午後3時	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週(火) 午後1時～4時 7・21日(土)→総合・桜井・北部福祉センター 14・28日(土)→安祥公民館、中部・西部・作野福祉センター 4・18日(水)→南部公民館 ※時間はいずれも午後1時～4時。電話相談も可。	総合福祉センター	
子どもの生活相談	14・28日(土) 午後1時30分～3時 要予約…前日までに	総合福祉センター	
福祉法律相談	18日(水) 午後1時～4時 要予約…前日までに	総合福祉センター	
障害者相談	12日(水) 午前9時～正午 電話相談も可。	総合福祉センター	
教育相談/心の電話	毎週(月)～(金) 午前9時～午後5時	教育センター	
臨床心理士によるふれあい相談/就学相談	毎週(月)～(金) 午前10時～正午、午後1時～5時 要予約…随時	教育センター	



自治基本条例コラム④

とても大切なことです！～情報の共有～

●▶企画政策課(☎71)2204)

まちづくりは、まず「知る」ことから始まります。

まちの状況や課題を「知る」、市の取り組みを「知る」など。情報があれば、話し合いや行動もしやすくなります。

そのため、現在の状況や課題に対する議会や行政の考え、市がこれから実施しようとする計画を市民の皆さんにお知らせし、皆さんの意見や情報を提供していただくことで、お互いが共通の認識を持つことが必要です。

情報を共有し、市民の皆さんが自主的・主体的にまちづくりについて考え、行動すれば、事業内容や効果をさらに向上させることができるでしょう。

「情報の共有」は、市民参加と協働のまちづくりを進めていくための基礎になる、とても大切なことなのです。



¥ 今月の納税など

納付期限：8月2日(月)
口座振替日：8月2日(月)

- ▶固定資産税・都市計画税 第2期
- ▶国民健康保険税 第1期
- ▶後期高齢者医療保険料 第1期
- ▶介護保険料 第1期
- ▶保育園保育料
- ▶幼稚園授業料
- ▶市営住宅家賃
- ▶児童クラブ育成料
- ▶水道料金・下水道使用料
(JR東海道本線以南)

市税の納付は便利な口座振替で！

¥ 土曜納税窓口

と き▶毎週(土)午前8時30分～午後5時
ところ▶市民税課

※市の税金・料金の納付書を持参してください。
Pagamento de Impostos aos sábados
Data: aos sábados das 8h30 às 17h00
Local: Prefeitura de Anjo – Depto. de Impostos Municipais (Shiminzei-ka)
※ É possível efetuar o pagamento de qualquer tipo de imposto ou taxa através do boleto bancário emitido pela Prefeitura de Anjo.

Tax Payment Consultation Desk is available on Saturdays
When: Every Saturday, from 8:30 a.m. to 5:00 p.m.
Location: Shiminzei-ka (City Tax Department)
Tax and the other charges with the payment slips issued by the City of Anjo can be paid at the desk. Please bring the payment slip with you.